

報 告 第 3 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 0 号

損害賠償の額の決定について

学校施設における除草作業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年10月6日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 15万2,009円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成26年9月3日午前9時45分頃、新居浜市立宮西小学校（宮西町5番56号）において、職員が除草作業を行っていた際、草刈機により跳ね飛ばした小石が、駐車中の軽自動車に当たり、車両を損傷させた。